

## 産業廃棄物処理施設（割田地区）の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への適合状況

維持管理の技術上の基準	適合状況
<p>第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第一項 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石炭灰は石炭銘柄ごとに事前に分析を行い、受け入れる際は計量を行います。</li> </ul>
<p>第二項 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立高さをトンボ等で管理し、許可埋立容量以上の埋立は行いません。</li> </ul>
<p>第三項 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石炭灰が流出する等の事態が生じたときは、石炭灰の受け入れを中止し流出防止対策を実施するとともに、流出した石炭灰を回収します。</li> </ul>
<p>第四項 施設の正常な機能を維持するため、定期的<span style="font-size: small;">に</span>施設の点検及び機能検査を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土堰堤、擁壁、浸出水処理設備等について、定期的な点検・日常点検を実施します。（別紙1参照）</li> </ul>
<p>第五項 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散防止のため石炭灰表面への散水を実施します。</li> <li>・土堰堤、覆土により流出および飛散を防止します。</li> <li>・石炭灰は腐敗しないことから悪臭は発生しません。</li> </ul>
<p>第六項 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物を埋め立てないことから害虫等の発生はありませんが、パトロール等により管理します。</li> </ul>
<p>第七項 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機類は低騒音型を採用し、原則、深夜および早朝の埋立作業は実施しません。</li> </ul>
<p>第八項 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする<span style="font-size: small;">と</span>ともに、定期的<span style="font-size: small;">に</span>放流水の水質検査を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水処理装置にて排水基準に適合した水質に処理し、定められた項目、頻度により水質測定を実施します。（別紙2参照）</li> </ul>
<p>第九項 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準に定められた項目について、記録を埋立地廃止まで保存します。</li> </ul>

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への適合状況

維持管理の技術上の基準	適合状況
<p>第二条第二項 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、前条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 第一条第二項第一号 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散防止のため石炭灰表面への散水を実施します。</li> <li>・土堰堤、覆土により流出および飛散を防止します。</li> </ul>
<p>第二号 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石炭灰は腐敗しないことから悪臭は発生しません。</li> </ul>
<p>第三号 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業により火気を使用する場合は、十分な管理の下で施工します。</li> <li>・装置建屋に消火器を常備します。</li> </ul>
<p>第四号 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物を埋め立てないことから害虫等の発生はありませんが、パトロール等により管理します。</li> </ul>
<p>第六号 前項第二号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地入口付近に表示板を設置し、技術基準に定められた内容（廃棄物の種類、埋立期間、管理者名、連絡先等）を記載します。</li> </ul>
<p>第二条第二項第三号 管理型最終処分場の維持管理は、前条第二項第五号及び第七号から第二十号まで（鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場にあつては、第十六号を除く。）の規定の例によること。この場合において、同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物が」とあるのは「石綿含有産業廃棄物が」と、「石綿含有一般廃棄物を」とあるのは「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を」と読み替えるものとする。 第一条第二項第五号 前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第一号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地の境界には全周に渡り高さ 1.8m のフェンスを設置します。</li> <li>・埋立地入口はゲートにより常時閉止し、埋立作業を行わない夜間、休日は施錠します。</li> </ul>

維持管理の技術上の基準	適合状況
<p>第七号 前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土堰堤の定期的な点検および日常点検を頻度を定めて実施します。(別紙1参照)</li> <li>・降雨による表面土砂流出等、何らかの異状が認められた場合は速やかに対策を実施します。</li> </ul>
<p>第八号 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第五号イ又はロ((1)から(3)までを除く。)の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シート上は基本的に重機やダンプ等の走行を回避します。</li> <li>・影響が予想される場合は、事前に土砂で覆うなどの対策を実施します。</li> </ul>
<p>第九号 前項第五号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シートの定期的な点検・検査および日常点検を頻度を定めて実施します。(別紙1参照)</li> <li>・異状が認められた場合は速やかに補修するなど対策を実施します。</li> </ul>
<p>第十号 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次により行うこと。 イ 埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。)の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率および塩化物イオンの測定を実施し記録しております。</li> </ul>
<p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回(ただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水等検査項目について、1回/6ヶ月水質測定を実施し、記録を保管します。(別紙3参照)</li> </ul>

維持管理の技術上の基準	適合状況
ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気伝導率および塩化物イオン濃度について、1回/月の頻度により水質測定を実施し、記録を保管します。(別紙3参照)</li> </ul>
ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気伝導率および塩化物イオン濃度に異状が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目について水質測定を実施し、記録を保管します。</li> </ul>
<p>第十一号</p> <p>前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質測定結果より異状が認められた場合は、速やかに原因を調査するとともに、必要な対策を実施します。</li> </ul>
<p>第十三号</p> <p>前項第五号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検および日常点検を頻度定めて実施します。(別紙1参照)</li> <li>構造物の破損等異状が認められた場合は、速やかに補修等の対策を実施します。</li> </ul>
<p>第十四号</p> <p>前項第五号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な点検、メンテナンスおよび運用により浸出液処理装置の機能を維持管理します。</li> </ul>
<p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検、日常点検を実施します。(別紙1参照)</li> <li>異状が認められた場合は、速やかに補修等の対策を実施します。</li> </ul>
<p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目(2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸出液処理装置出口において、定められた項目、頻度により水質測定を実施し、記録を保管します。(別紙2参照)</li> </ul>
<p>(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸出液処理装置出口において、定められた項目、頻度により水質測定を実施し、記録を保管します。(別紙2参照)</li> </ul>
<p>第十四号の二</p> <p>前項第五号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検、日常点検を実施します。(別紙1参照)</li> <li>異状が認められた場合は、速やかに補修等の対策を実施します。</li> </ul>

維持管理の技術上の基準	適合状況
<p>第十五号 前項第六号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻度を定めて定期的に点検し、必要に応じて土砂の除去等のメンテナンスを実施します。(別紙1参照)</li> </ul>
<p>第十七号 埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第二項第一号ニにおいて同じ。)は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立が終了した区画は1mの最終覆土を施工します。</li> </ul>
<p>第十八号 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終覆土後、雨水排水路を設置するとともに植栽による緑化を実施します。</li> <li>・定期的に点検し、必要に応じて補修等の実施します。(別紙1参照)</li> </ul>
<p>第十九号 残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木測量による残余埋立容量測定を1回/年の頻度により実施し、記録を保存します。</li> </ul>
<p>第二十号 埋め立てられた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準に定められた項目について、記録を埋立地廃止まで保存します。</li> </ul>

## 設備および機器の点検項目・点検頻度

設備および機器	点検項目	点検頻度
囲い・門扉	汚損, 破損, 施錠の状況, その他	1回以上/1ヶ月
立札	汚損, 破損の状況, その他	
石炭灰埋立地	締固め, 整地, 覆土等の状況, 石炭灰の飛散状況, 流出の有無, その他	
法面	土堰堤の亀裂, 破損の有無, 植生部の状況, 遮水シート等の劣化, 破損の有無, その他	
浸出水貯留槽	ポンプ類の異音, 振動等の状況, 石炭灰等の堆積状況, 浮遊物・異物の状況, 亀裂, 破損の有無, その他	
浸出水処理設備	薬品タンクの漏洩, 破損の有無, ポンプ類の異音, 振動等の状況, 監視計器 (pH, 濁度) の状況, その他	
雨水集排水設備	側溝の詰り, 破損の有無, その他	
雨水調節池	土堰堤の亀裂, 漏水の有無, 浮遊物・異物の状況, 土砂の堆積状況, その他	
最終覆土完了部	植生の状況, 排水溝の詰り, 破損の有無, その他	
タイヤ洗浄装置	ポンプ類の異音, 振動等の状況, 配管の破損, 漏洩の有無, その他	
最終処分場全体	防火措置の状況, 悪臭発生の有無, 害虫等の発生の有無, その他	

## 浸出水処理水測定項目・測定頻度

項 目	測定頻度
水素イオン濃度	1 回/月
化学的酸素要求量	
生物的化学的酸素要求量	
浮遊物質	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
窒素含有量	
カドミウム及びその化合物	1 回/6 ヶ月
シアン化合物	
有機燐化合物(パラチオン,メチルパラチオン,メチルジメトン及び EPN に限る)	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
アルキル水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1.2 - ジクロロエタン	
1.1 - ジクロロエチレン	
シス - 1.2 - ジクロロエチレン	
1.1.1 - トリクロロエタン	
1.1.2 - トリクロロエタン	
1.3 - ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
アンモニア, アンモウニウム化合物, 亜硝酸化合物, 硝酸化合物	
フェノール類含有量	1 回/年
銅含有量	
亜鉛含有量	
溶解性鉄含有量	
溶解性マンガン含有量	
クロム含有量	
大腸菌群数	
ふっ素及びその化合物	
燐含有量	
ダイオキシン類	
ニッケル含有量	

## 地下水（上流・下流）測定項目・測定頻度

項 目	測定頻度
電気伝導率	1回/月
塩化物イオン	
アルキル水銀	
総水銀	1回/6ヶ月
カドミウム	
鉛	
六価クロム	
砒素	
全シアン	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1.2 - ジクロロエタン	
1.1 - ジクロロエチレン	
シス - 1.2 - ジクロロエチレン	
1.1.1 - トリクロロエタン	
1.1.2 - トリクロロエタン	
1.3 - ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
ふっ素	
ほう素	
ダイオキシン類	